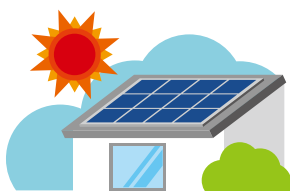




太陽光発電設備などの設置費用の一部を補助します



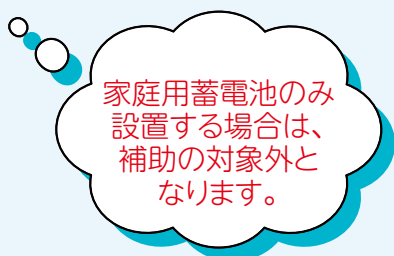
市内で自ら所有し、居住する住宅に太陽光発電設備などを設置した方に対し、設置費用の一部を補助します。

太陽光発電設備などの設置費用補助

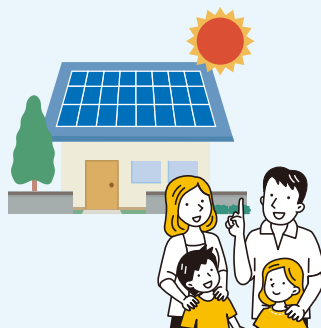
対象設備 家庭用太陽光発電設備、家庭用蓄電池
※次のA、Bいずれかに該当する場合は補助対象となります。

【A】 家庭用太陽光発電設備を設置

【B】 家庭用太陽光発電設備＋家庭用蓄電池を設置



家庭用蓄電池のみ
設置する場合は、
補助の対象外と
なります。



申込期間

6月9日(月)～27日(金)

※申込期間中に、総申請額が予算額(823万1,000円)を超えた場合は、抽選を行います。

※予算額に満たない場合は、再度募集します。

※抽選結果は、郵送などで通知します。

補助金額

【家庭用太陽光発電設備】設備容量1kW当たり7万円
※上限を10kWとします。

【家庭用蓄電池】蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額

※対象は、20kWh未満の蓄電池です。

※補助金の上限は、1kWh当たり15万5,000円の3分の1まで(10kWhまで)です。

申込方法

申込期間内に、直接または郵送(必着)で環境政策課(土・日曜日を除く8時30分～17時15分)へ

補助の主な条件

- 固定価格買取制度により売電(FITなどの認定を受ける)をしないこと
- 補助金交付決定後に契約を締結すること
- 2者以上の事業者から見積を徴取し、より安価な事業者と契約すること
- 令和8年1月15日(木)までに設置を完了し、工事代金の支払を終えること
- 「自ら居住する住宅」の敷地外へ自己託送をしないこと
※敷地外への自己託送の例:発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送る。
- 国や県から他の補助金などを受けて補助の対象となる太陽光発電設備などを設置しないこと
- 発電した電力の30%以上を自家消費(店舗との併用住宅の場合、店舗部分での消費は含まない)し、指定した期日までに、自家消費の割合を環境政策課へ報告すること

※その他の条件については、本補助金の要綱などをご確認ください。

その他

要綱などについては、環境政策課、地区市民センターおよび市ウェブサイトでご覧いただけますので、申請前に必ずご一読ください。



詳しくは、
市ウェブサイト
(ページ番号1010510)
をご覧ください。



▲家庭用太陽光発電設備